

接種するワクチンと接種間隔などを変更

小児肺炎球菌ワクチン 予防接種が変わります

予防接種法施行規則などの改正に伴い、11月1日から、市の定期予防接種として実施している小児肺炎球菌ワクチン予防接種の内容を変更します。詳しくはお問い合わせください。

ワクチンの種類が変更

11月1日から、予防接種法施行規則などの改正に伴い、小児肺炎球菌ワクチンの種類が変更になります。

現在、予防接種で使用しているのは、7種類の肺炎球菌の成分が含まれている「沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー）」。

一方、新しいワクチン「沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（プレベナー13）」は、新たに6種類の肺炎球菌の成分が追加され、計13種類の肺炎球菌の成分が

含まれています。これにより、従来よりも多くの種類の肺炎球菌に対して、予防効果が期待できます。

11月以降の接種方法

11月以降、ワクチンは変更になりますが、接種の回数はこちらまでと同じです。残りの回数をプレベナー13で接種してください。

■問い合わせ先 本庁健康増進課
母子保健係（水沢保健センター ☎ 4511）、各総合支所健康福祉課

◎小児肺炎球菌ワクチン予防接種の接種間隔の変更点

初回接種 開始月齢	接種回数	変更前（7価）	変更後（13価）
生後2か月から 7か月に至るまで	初回3回 追加1回	追加接種は、初回接種終了後、 <u>60日以上の間隔を</u> おいて1回	追加接種は、初回接種終了後、 <u>60日以上の間隔を</u> おいた後、生後12か月に至った日以降に1回
生後7か月から 12か月に至るまで	初回2回 追加1回	初回と2回目は、生後 <u>12か月</u> に至るまでに行う	初回と2回目は、生後 <u>13か月</u> に至るまでに行う

高齢者のインフルエンザ 予防接種のお知らせ

市は、インフルエンザ発病および重症化を予防するために、65歳以上の人を対象に、インフルエンザ予防接種を実施します。対象者には10月末に通知します。希望する場合は、通知書の説明を読み、必要性や副反応をご理解の上、接種を受けてください。

◆実施期間 11月1日（金）～12月28日（土）

◆対象者 1 実施期間中に満65歳以上の人（昭和23年12月29日以前生まれの人）

◆実施場所 1 市内指定医療機関（詳細は通知書と同封）

※長期入院や施設入所など、市内指定医療機関以外での接種を希望する場合は、事前にお問い合わせください

◆自己負担金 1 1500円

※生活保護世帯および25年度市民税非課税世帯は無料

◆接種回数 1 1回

■問い合わせ先 本庁健康増進課
母子保健係（水沢保健センター ☎ 4511）、各総合支所健康福祉課